

広島県訓令第4号

本 庁
地 方 機 関

広島県決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県決裁規程の一部を改正する訓令

広島県決裁規程（昭和三十八年広島県訓令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十六号を第十九号とし、第十五号を第十八号とし、第十四号を第十七号とし、第十三号を第十六号とし、第十二号を第十五号とし、同号の前に次の二号を加える。

十三 大学教育振興担当課長 職の設置規則別表第一号の表職名の欄に掲げる大学教育振興担当課長をいう。

十四 国保県単位化推進担当課長 職の設置規則別表第一号の表職名の欄に掲げる国保県単位化推進担当課長をいう。

第二条第十一号を第十二号とし、同号の前に次の一号を加える。

十一 審理総括監 職の設置規則別表第一号の表職名の欄に掲げる審理総括監をいう。
第八条第六項中「政策監」の下に「審理総括監」を加え、「減災対策推進担当課長」の下に「大学教育振興担当課長、国保県単位化推進担当課長」を加える。

別表第二局長専決事項の欄第九号中「に係る行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）に基づく不服申立て」を「又は同条例第五条の規定による開示請求に係る不作為に係る審査請求」に改め、同欄第十号中「又は」を「若しくは」に、「訂正決定等及び」を「訂正決定等、」に、「の各決定に係る行政不服審査法に基づく不服申立て」を「又は同条例第九条第一項の規定による保有個人情報の開示の請求、同条例第二十二条第一項の規定による保有個人情報訂正の請求若しくは同条例第二十九条第一項の規定による保有個人情報の利用停止の請求に係る不作為に係る審査請求」に改め、同欄中第二十六号を第二十七号とし、第十一号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第四十三条第一項の規定による広島県行政不服審査会への諮問

別表第三総務局の部財産管理課の項課長専決事項の欄に次の一号を加える。

三 電力調達のうち集中処理により行う契約その他の行為及び支出命令

別表第三総務局の部税務課の項局長専決事項の欄第一号中「行政不服審査法に基づく不服申立て」を「審査請求」に改める。

別表第三健康福祉局の部障害者支援課の項課長専決事項の欄第五号中「行政不服審査法に基づく不服申立て」を「審査請求」に改める。

別表第三農林水産局の部団体検査課の項局長専決事項の欄第一号(四)を削り、同号(五)を同号(四)とし、同項課長専決事項の欄第一号を削り、同欄第二号(二)中「第十一条の四第一項ただし

書」を「第十一条の八第一項ただし書」に改め、同号(三)中「第十一条の五ただし書」を「第十一条の九ただし書」に改め、同号(四)中「第十一条の七第一項」を「第十一条の十七第一項」に改め、同号(五)中「第十一条の二十三第一項」を「第十一条の四十二第一項」に、「変更又は廃止の承認」を「変更の承認」に改め、同号(六)中「第十一条の二十六」を「第十一条の四十五」に改め、同号(七)中「第十一条の二十九第一項」を「第十一条の四十八第一項」に、「変更又は廃止の承認」を「変更の承認」に改め、同号(八)中「第十一条の三十二第一項」を「第十一条の五十一第一項」に、「変更又は廃止の承認」を「変更の承認」に改め、同号(九)中「第十一条の四十六第二項ただし書」を「第十一条の六十五第二項ただし書」に改め、同号(十)中「第七十二条の十二の六」を「第七十二条の二十二」に改め、同号を第一号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同部就農支援課の項局長専決事項の欄中第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

- (一) 第四条第一項の規定による農地の転用の許可（同一の事業の目的に供するための四ヘクタールを超える農地の転用に係るものに限る。）
- (二) 第五条第一項の規定による農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可（同一の事業の目的に供するための四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せてする採草放牧地の転用のための権利移動に係るものに限る。）

(三) 第五十一条第一項の規定による違反転用者等に対する許可の取消し等

(四) 第五十一条第三項の規定による原状回復等の措置

別表第三農林水産局の部就農支援課の項局長専決事項の欄第二号の次に次の一号を加える。
三 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

(一) 第四十二条第一項の規定による農業委員会ネットワーク機構の指定

(二) 第四十四条第一項の規定による農業委員会ネットワーク機構の業務規程の策定及び変更の認可

(三) 第四十四条第二項の規定による農業委員会ネットワーク機構の業務規程の変更命令

(四) 第四十六条第一項の規定による農業委員会ネットワーク機構の業務の全部若しくは一部の休止又は廃止の許可

(五) 第四十九条の規定による農業委員会ネットワーク機構に対する業務に関する監督命令

令
(六) 第五十条第一項の規定による農業委員会ネットワーク機構の指定の取消し

別表第三農林水産局の部就農支援課の項課長専決事項の欄第一号中「農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）」を「農地法」に改め、同号(五)を同号(八)とし、同号(四)を同号(七)とし、同号(三)を同号(六)とし、同号(二)を同号(五)とし、同号(一)を同号(四)とし、同号(四)の前に次のように加える。

(一) 第四条第八項の規定による農地の転用の協議（同一の事業の目的に供するための四ヘクタールを超える農地の転用に係るものに限る。）

(二) 第四条第九項（第五条第五項において準用する場合を含む。）の規定による農業委員会の意見の徴取

(三) 第五条第四項の規定による農地又は採草放牧地の転用のための権利移動に係る協議（同一の事業の目的に供するための四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せてする採草放牧地の転用のための権利移動に係るものに限る。）

別表第三農林水産局の部就農支援課の項課長専決事項の欄第一号(八)の次に次のように加える。

- (九) 第五十条の規定による土地の状況等に関する報告の徴取
- (十) 第五十一条第四項の規定による原状回復等の措置に係る費用の徴収
- (十一) 第五十一条の二第一項の規定による農地に関する情報の提供
- (十二) 第五十一条の二第二項の規定による農地に関する情報の提供の要求
- (十三) 法附則第二項の規定による農林水産大臣に対する協議

別表第三農林水産局の部就農支援課の項課長専決事項の欄中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同欄に次の一号を加える。

- 八 農業委員会等に関する法律に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの
- (一) 第四十五条第一項の規定による農業委員会ネットワーク機構の事業計画書及び収支予算書の認可

- (二) 第四十八条第一項の規定による農業委員会ネットワーク機構に対する報告の徴取及び立入検査

別表第三農林水産局の部農業基盤課の項課長専決事項の欄第一号(五)中「第七項及び第八十七条の三十項」を「第八項（第八十七条の三十項及び第八十九条の二第四項において準用する場合を含む。）」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同号(六)を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正後の広島県決裁規程別表第二局長専決事項の項第九号及び第十号の規定は、この訓令の施行後にされた広島県情報公開条例（平成十三年広島県条例第五号）第七条第一項及び第二項の規定による決定（以下「開示決定等」という。）、広島県個人情報保護条例（平成十六年広島県条例第五十三号）第十一条第一項若しくは第三項の規定による決定（以下「保有個人情報開示決定等」という。）、同条例第二十四条第一項若しくは第二項の規定による決定（以下「訂正決定等」という。）、同条例第三十一条第一項若しくは第二項の規定による決定（以下「利用停止決定等」という。）又はこの訓令の施行

行後にされた広島県情報公開条例第五条の規定による請求（以下「開示請求」という。）、広島県個人情報保護条例第九条第一項の規定による請求（以下「保有個人情報開示請求」という。）、同条例第二十二条第一項の規定による請求（以下「訂正請求」という。）若しくは同条例第二十九条第一項の規定による請求（以下「利用停止請求」という。）に係る不作為に係る審査請求について適用し、この訓令の施行前にされた開示決定等、保有個人情報開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又はこの訓令の施行前にされた開示請求、保有個人情報開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。